

令和 2 年度～令和 6 年度

奈井江町第 6 期まちづくり計画

後期実施計画

■ 計画の体系	1
○ 安全・安心に住みつづけるために	2 ～ 13
○ とともに支え合い、健やかに暮らすために	14 ～ 23
○ 学び続け人生を豊かにするために	24 ～ 29
○ 活力と魅力あふれる産業づくりのために	30 ～ 35
○ みんなで創る、持続可能なまちづくりのために	36 ～ 41
■ まちづくり計画と関連する各分野別の主な計画	42
■ まちづくり計画と関連するその他の計画	42

令和 2 年 3 月策定

(令和 5 年 6 月改定)

奈井江町

計画の体系

「まちづくり計画」は、基本構想に掲げた3つの目標の実現と「まちづくりのテーマ」である「おもいやり明日へ」の発展を目指し、次の体系により政策・施策を進めます。

基本構想			実施計画	
基本目標	テーマ	政策	施策	
○みんなが参加するまちづくり	お も い や り 明 日 へ	1 安全・安心に住みつづけるために	1	住みやすい住環境の充実
			2	公共交通機関の充実
			3	安全・安心な道路環境の整備
			4	消防・防災体制の強化
			5	交通安全・防犯対策の充実
			6	クリーンなまちづくりの推進
			7	豊かな自然環境の保全
○心豊かな住みよいまちづくり		2 とともに支え合い、健やかに暮らすために	1	健康づくり対策と町民の安心を支える医療体制の推進
			2	安心して子育てができる環境の充実
			3	高齢者が安心して暮らせる地域社会の推進
			4	障がいのある人にやさしい地域社会の形成
			5	安心できる福祉社会の充実
○未来につなぐまちづくり		3 学び続け人生を豊かにするために	1	未来を担う子どもの育成
			2	生涯にわたる学びの推進
		4 活力と魅力あふれる産業づくりのために	1	産地競争力のある農業づくりの推進
			2	活力と賑わいのある商工業の推進
			3	まちの資源を活かした魅力ある観光の推進
		5 みんなで創る、持続可能なまちづくりのために	1	総合的な移住・定住対策の推進
			2	みんなが主役のまちづくりの推進
			3	健全で効率的な行財政運営の推進
			4	広域的な連携や交流の推進

政策	安全・安心に住みつづけるために
----	-----------------

政策の内容

すべての町民が、安心して住み続けられるよう、住環境整備の充実や道路・上下水道・公園など、社会資本の適切な維持管理を行います。
様々な災害から町民を守るため、町民の防災意識の向上や防災機能の充実を図ります。
交通事故や犯罪の未然防止に向け、家庭や地域、学校など関係機関が一体となった運動を展開します。
住みよいまちづくりのため、町民一人ひとりの環境意識を高め、ごみの減量化・資源化や環境衛生対策に努めます。
地球温暖化防止や生物多様性の保全など、森林が持つ公益的機能が低下している中、この豊かな美しい森林・自然環境を未来につなげるため、森林の管理と自然環境の保全に努めます。

施策の体系

- | |
|------------------------|
| (1) 住みやすい住環境の充実 |
| 1. 町営住宅の整備を推進します |
| 2. 公園の整備と景観づくりを推進します |
| (2) 公共交通機関の充実 |
| 1. 住民生活の足を確保します |
| (3) 安全・安心な道路環境の整備 |
| 1. 利用しやすい道路を整備します |
| 2. 冬期間の快適な道路環境を確保します |
| (4) 消防・防災体制の強化 |
| 1. 消防・救急活動を充実します |
| 2. 防災対策・治水対策を充実します |
| (5) 交通安全・防犯対策の充実 |
| 1. 交通安全対策を推進します |
| 2. 防犯活動を推進します |
| 3. 消費者問題に係る相談体制を充実します |
| (6) クリーンなまちづくりの推進 |
| 1. ごみの減量化・資源化を推進します |
| 2. 環境衛生対策を推進します |
| (7) 豊かな自然環境の保全 |
| 1. 森林の公益的機能を維持・増進を図ります |
| 2. 地球温暖化防止対策を推進します |

(1) 住みやすい住環境の充実

現状と課題
1 公営住宅は、耐用年数を経過した施設が6割を超えるなど老朽化が進んでいるため、計画的な修繕を行い適正な維持管理に努める必要があります。
2 各地区の公園は、子ども達が安全に安心して遊べるように定期点検の実施と少子化などの動向を踏まえた遊具施設の効率的な更新と維持管理の充実を図る必要があります。
3 心潤う生活環境の志向が高まっていることから、町民との協働により美しい景観づくりを進める必要があります。

1. 町営住宅の整備を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 公営住宅等の長寿命化や安全性を確保するため、適切な維持管理を行います	建設環境課
② 老朽化した公営住宅の除却や跡地利用等の検討を行います (黄金団地・東団地・南団地)	

1-① 公営住宅の改修予定工事等

- 特定公共賃貸住宅(高島団地)屋根・外壁改修工事 (R 6)
- 公営住宅(桜ヶ丘団地)屋根改修工事 (R 3)

1-② 公営住宅の解体予定工事等

- 公営住宅(東・南団地)解体工事 (R 4 ~ R 6)

《参考》

■公営住宅(平成31年3月末現在)

団地名	建設年	戸数	空室	団地名	建設年	戸数	空室
東団地 ※1	S45	18	6	桜ヶ丘団地	H9~12	50	1
南団地 ※1	S46~48	140	48	宮村団地 ※2	H7	12	3
北町団地	S49~52	76	6	高島団地 ※3	H12	8	1
宮村団地	S53~59	64	12	向ヶ丘団地	H11~12	32	9
みのり団地	S61~H5	68	14	瑞穂団地	H18~20	16	1
合 計						484	101

※1~政策空家のため入居募集停止

※2~単身用 特定公共賃貸住宅

※3~世帯用 特定公共賃貸住宅

2. 公園の整備と景観づくりを推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 公園の適正な管理のほか、子育て世代などの町民ニーズを捉えながら遊具施設の集約化を基本とし、整備を行います	建設環境課
② 公園や道路施設などで町民との協働による景観づくりを推進します	

2-① 公園の改修工事等

- 白樺公園遊具施設更新工事 (R 2)
- 白樺公園、河川緑地健康遊具設置工事 (R 3)
- 奈井江川河川緑地遊器具長寿命化工事 (R 5)
- 寿公園パークゴルフ場送水設備新設工事 (R 5)

(2) 公共交通機関の充実

現状と課題

- 1 公共交通は、移動手段を持たない住民の日常生活や通勤、通学のために欠かすことの出来ない交通手段であり、地域産業の活性化や観光振興の観点からも、利便性と効率性を図りながら運行を確保していく必要があります。

1. 住民生活の足を確保します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 向ヶ丘線や市街地循環線など、生活交通手段を確保するため町営バスを運行します	総務課
② 農村地域の生活交通手段を確保するため、乗りあいタクシー運行費の一部を助成します	
③ 住民生活に必要な地域公共交通機関網を維持するため、中央バスや浦臼町営バスの運行を支援します	
④ JRや中央バスなど公共交通機関の利便性を確保するため、住民ニーズを踏まえたダイヤ改正等の要望を行います	

1-① 車両の更新予定

- 市街地循環線車両 (R 6)

(3) 安全・安心な道路環境の整備

現状と課題
1 国道と道道は、町民の生活基盤や産業活動を支える重要路線であり、関係機関に対し道路整備や安全対策について要望する必要があります。
2 町道は、一定の整備水準に達していますが、老朽化した道路施設等が増えています。安全な道路交通確保のため、定期点検の実施と2次改修工事を計画的に進めていく必要があります。
3 冬期間の安全で快適な道路交通を確保するため、町民や地域と連携しながら除排雪の充実や流雪溝、融雪槽等の効率的な利用と、除雪機械の整備を計画的に進めていく必要があります。

1. 利用しやすい道路を整備します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 道路施設等の点検を実施します	建設環境課
② 安全な道路交通確保のため、町道の適正な維持管理と2次改修工事を行います	
③ 国営事業による橋梁の改修等を関係機関に要望します(翠橋・31号橋)	
④ 道道砂川奈井江美唄線の歩道設置を関係機関に要望します	
⑤ 道道江別奈井江線の道路改修を関係機関に要望します	

1-② 道路の改修予定工事等

- 16号東線(翠橋)維持補修工事 (R 2)
- 西1条通り(イ)道路改修工事(本町) (R 2)
- 東町第2団地5号線外道路改修工事 (R 2)
- 11号東線道路改良工事 (R 3)
- 北4丁目通り(ホ)道路改良工事 (R 4)
- 東町第2団地6号線外道路改修工事 (R 6)
- 西2条通り(ロ)道路改修工事 (R 6)
- 15号東線舗装補修工事 (R 2 ~ R 6)
- 西1線(吉成橋地先)道路法面補修工事 (R 5)

《参考》

■道路状況(平成31年3月末現在)

種別	路線数	実延長	舗装率
国道	1	6.7km	
道道	5	33.7km	
町道	204	133.4km	73.0%
計	210	173.8km	73.0%

2. 冬期間の快適な道路環境を確保します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 冬期間の安全で快適な道路交通網を確保するため、町道の除排雪等の充実に努めます	建設環境課
② 流雪溝・融雪槽等の雪処理施設や雪捨て場の効率的な管理を推進します	
③ ゆうゆうロード協議会と連携し、流雪溝等の積極的活用を促進します	
④ 安定的な除排雪体制を確保するため、除雪車を更新します	

2-④ 除雪車両の更新

- 小型ロータリー除雪車 (R 3)

(4) 消防・防災体制の強化

現状と課題
1 消防・救急活動については、町民の生命・身体・財産を守る重要な役割を担っていることから、必要な設備の機能充実及び職員の技能向上を図り、住民の安心と安全を確保することが求められています。
2 救急に対する需要は年々増加傾向にあり、その対応も専門的で高度な技術が要求されていることから、救急隊の知識・技術の向上及び医療機関や医師との連携体制を充実させ、救命率の向上を図る必要があります。
3 災害の未然防止や被害軽減を図るため、防火意識の啓蒙など予防体制の充実が必要となります。そのことから地域防災の要である消防団員組織の活性化と、婦人防火クラブを中心に町民同士の繋がりを深めながら防災意識を高めることが求められています。
4 町民への即時防災情報伝達、避難所の設備管理など、緊急時の備えと防災機能の充実を図る必要があります。
5 多くの命を守る目的から、町民への防災教育の充実及び避難所設営や要支援者の支援体制など地域の自主防災機能を高める必要があります。
6 老朽化し適切な管理が行われていない空き家から、町民の生命や財産を保護し、生活環境の保全を図る必要があります。

1. 消防・救急活動を充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課 (組合等)
① 初動体制等の機能強化を図るため、消防車及び救急車の出動体制の強化を図ります	総務課 (砂川地区 広域消防組合)
② 救命率の向上を目的に町民への救命講習会を積極的に実施するとともに、訓練の実施及び研修会に参加し職員の知識・技術の向上を図ります	
③ 災害の未然防止や被害の軽減を図るため、各事業所・町民への防火教室・避難訓練の実施など防火意識の啓蒙を普及するとともに、地域防災体制の要である消防団の活性化を図ります	
④ 火災・救急活動の初動体制及び機能強化を図るため、車両を更新します	

1-④ 車両の更新予定

- | | |
|------------|---------|
| ○ 消防車(7号車) | (R 2) |
| ○ 広報車 | (R 6) |
| ○ 救急車 | (R 6) |
| ○ 広報搬送車 | (R 6) |
| ○ 消防車(2号車) | (R 6) |

《参考》

■火災の発生状況

年度	件数
H 28	2
H 29	1
H 30	3

■救急出動件数

年度	交通事故	急病	その他	合計
H 28	9	208	54	271
H 29	17	211	150	378
H 30	11	190	63	264

2. 防災対策・治水対策を充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 防災や減災対策に関する防災計画の見直しや防災会議を開催します	総務課
② 町民の防災意識を高めるため、町民参加による総合防災訓練及び防災講演会等を実施します	
③ 自然災害等に備え、危険箇所の把握と避難場所を確保するほか、避難行動要支援者名簿の整備を行い関係機関・団体に対し要支援者情報の提供を行います	
④ 災害対応備蓄資器材や避難所備蓄品、防災機器の計画的な整備と更新を行います	
⑤ 国民保護事案及び自然災害による避難情報の配信など、即時に情報伝達するための施策を検討します	
⑥ 防災や衛生、景観等の観点から、適正な管理が行われていない空き家に関する施策を検討します	
⑦ 町管理河川の適正な維持管理を行います	建設環境課
⑧ 石狩川丘陵堤整備の早期完成を関係機関に要望します	
⑨ 奈井江川・茶志内川・14号川の築堤改修事業の早期完成を関係機関に要望します	
⑩ 豊沼奈江川の河川改修を関係機関に要望します	
⑪ 町道の防災対策を実施します	
⑫ 町管理排水路の改修工事を行います	

2-④ 防災設備の整備

- 防災行政無線 (R 2)
- 北海道総合行政情報ネットワーク衛星無線回線 (R 2)
- 緊急排水用水中ポンプ (R 2 ~ R 3)

2-⑪ 町道の防災対策工事予定

- 11号東線法面洗堀防止対策工事 (R 4 ~ R 5)

2-⑫ 排水路の改修工事予定

- クラマナイ排水路改修工事 (R 4)
- 西3線(ハ)排水路改修工事 (R 4 ~ R 6)

(5) 交通安全・防犯対策の充実

現状と課題
1 悲惨な交通事故を無くすため、交通安全協会・交通安全指導委員会等の関係機関と連携し、多くの町民に交通安全運動の輪を広げる必要があります。
2 犯罪を未然に防ぐため、家庭・地域・学校や防犯協会などの関係機関が一体となった防犯活動や監視体制の強化、防犯灯の整備など、環境の充実を図る必要があります。
3 訪問販売や電話などによる勧誘、インターネットを利用した詐欺など、様々な手法による消費者被害が多発する中、注意喚起と相談体制の充実を図る必要があります。

1. 交通安全対策を推進します

実施項目(5カ年で取り組む事業)	担当課
① 交通安全協会や交通安全指導委員会などの関係機関と連携し、期別の交通安全運動を実施します	総務課
② 交通安全意識の高揚のため、春・秋に交通安全町民大会を開催します	
③ 交通安全に対する意識の向上のため、町内各団体での交通安全教室を実施します	
④ 交通事故防止のため、交通安全施設整備諮問委員会にて、標識や信号機などの整備要望や啓発看板の設置を検討します	
⑤ 交通安全に対する啓発のため、赤色灯やスクールゾーンなどの維持補修を行います	
⑥ 交通事故を抑止するため、夜光反射材の普及促進に努めます	
⑦ 高齢運転者の交通事故を抑止するため、運転免許証自主返納サポート事業を行います	

《参考》

■交通事故の発生状況

年度	件数	死者数	負傷者数
H 28	8	0	10
H 29	7	0	9
H 30	8	0	9

2. 防犯活動を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 防犯協会と連携し、空き家や店舗などを対象とした防犯啓発を実施します	総務課
② 地域や関係機関と連携し、小中学校の夏休み期間中や夜間に及ぶイベント時に防犯パトロールを実施します	
③ 犯罪などから住民の安全を確保するため、防犯カメラの管理を行います	
④ 町内に設置されている防犯灯の定期的な点検と適正な維持管理を行います	建設環境課

3. 消費者問題に係る相談体制を充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 滝川消費者センターと連携し、相談窓口及び相談体制の充実・強化を図ります	産業観光課
② 様々な手口で多発する消費者被害の未然防止のため、町民に情報提供します	

《参考》

■消費者相談の件数

年度	相談件数
H 28	3
H 29	25
H 30	15

(6) クリーンなまちづくりの推進

現状と課題
1 生活形態が変化する中で、ごみ全体の処理量が増加しています。町民の主体的な取り組みにより、ごみの減量化と資源化を一層進める必要があります。
2 住みよい生活環境と公衆衛生の向上を推進するため、町民や事業所への広報活動を強化し、町民意識の高揚や環境保全のための公害予防・不法投棄巡視を強化する必要があります。
3 本町の下水道は、生活排水総合普及率が90%以上に達し概ね整備を完了していますが、農村地域においては今後も個別排水施設の整備を進めていく必要があります。
4 葬斎場は、設置から30年以上経過していることから、施設の広域化等について議論を進めていく必要があります。
5 し尿・浄化槽汚泥等処理を広域的に行うため、石狩川流域下水道処理場内にある受入施設の適正な維持管理に努める必要があります。

1. ごみの減量化・資源化を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課 (組合等)
① ごみ資源化施設「クリーンプラザくるくる」による、効率的なごみの資源化と処理を行います	建設環境課 〔砂川地区 保健衛生組合〕
② 可燃ごみ焼却施設「エネクリーン」による、効率的なごみ処理を行います	建設環境課 〔中・北空知廃棄物 処理広域連合〕
③ 不燃ごみの埋立処分を行うため、一般廃棄物最終処分場の適正な管理を行います	建設環境課
④ ごみの減量化や資源化についての広報活動を強化します	

1-③ 処分場の整備

- 一般廃棄物最終処分場埋立地上屋シート張替工事 (R 2)

《参考》

■ごみの収集量

年度	ごみの収集量(t)							
	可燃	不燃	粗大	生	資源	危険	容プラ	計
H 28	774	104	94	287	123	0	41	1,423
H 29	783	140	98	302	127	0	42	1,492
H 30	782	102	90	280	126	0	50	1,430

年度	1日当り排出量(g)		世帯数	人口
	1世帯	1人		
H 28	1,368	699	2849	5580
H 29	1,451	748	2818	5464
H 30	1,387	725	2824	5407

※1日当り排出量 全ごみ量÷世帯数(人口)÷365日

2. 環境衛生対策を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課 (組合等)
① 住みよい生活環境と公衆衛生の向上を推進するため、町民、事業所への広報活動を強化します	建設環境課
② 環境保全のため、公害予防や不法投棄に対する巡視と啓発を強化します	
③ 畜犬登録管理や狂犬病予防接種の推進と飼い主のマナーを強化するため、広報紙を通じた接種率の向上やマナーの徹底を促進します	
④ 町民の公衆衛生の確保のため、松の湯に対し助成します	
⑤ 葬斎場の効率的な管理を進めるため、吉野斎苑(砂川市)の共同利用を行います	建設環境課 (砂川地区保健衛生組合)
⑥ 安全で安定的な水道水を供給します	建設環境課 (中空知広域水道企業団)
⑦ 下水道事業の健全な管理運営に努めます	建設環境課
⑧ 市街地区や農村地区の生活排水対策を進めるため、公共下水道事業と個別排水整備事業の普及促進に努めます	
⑨ し尿等共同処理事業により、効率的なし尿等処理を行います	建設環境課 (石狩川流域下水道組合)

《参考》

■上下水道普及率

年度	行政区域内人口	上水道		下水道			
		給水人口	普及率	処理区域人口	普及率	水洗化人口	合併処理浄化槽設置基数
H 28	5,580	5,580	100.0%	5,298	95.0%	5,044	118
H 29	5,464	5,464	100.0%	5,207	95.3%	4,965	120
H 30	5,407	5,407	100.0%	5,158	95.4%	4,923	121

2-⑧ 下水道の整備

○ 奈井江企業団地2号線汚水枝線新設工事

(R 3)

(7) 豊かな自然環境の保全

現状と課題

- 1 国産木材価格の低迷などにより、森林所有者の保育管理等が停滞しています。森林の持つ多様な機能を十分に発揮させるため、森林環境譲与税基金の活用などにより、効率的な森林経営と適切な森林の管理を進める必要があります。
- 2 本町の森林面積の約5割を占める町有林など公益的機能の維持増進を図るため、造林や除間伐など計画的な森林整備と林道網の整備を進める必要があります。

1. 森林の公益的機能を維持・増進を図ります

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 適切な山林管理を行うため、路網整備の促進を関係機関に要請します	産業観光課
② 町有林の造林や間伐、下刈り等の実施に加え、分収林契約による水源林造成事業を計画的に実施します	
③ 町有林の維持管理を効率的に実施するため、林道・作業路の維持補修を実施します	
④ 一般民有林の造林・下刈・除間伐等を促進するため、森林所有者に助成します	
⑤ 森林環境譲与税基金を活用し、未整備森林への事業推進や地域材の普及促進を実施します	
⑥ 林野火災の未然防止のため、巡視や予防啓発などを実施します	

2. 地球温暖化防止対策を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 地球温暖化防止のため、温室効果ガス(CO2)の発生を抑制し、環境に配慮した取り組みを進めます	建設環境課
② 防犯灯のLED化や施設照明の省エネ化を推進するため、道路照明の改修を行います	

2-② 街路灯の改修予定

- 北2丁目通り、14号西線、西5条通り街路灯灯具改修工事 (R 3 ~ R 6)
- 南1丁目通り(ハ)街路灯灯具改修工事 (R 5)

テーマ
おもいやり明日へ

政策	ともに支え合い、健やかに暮らすために
----	--------------------

政策の内容

<p>すべての町民が健康でいきいきと暮らせる地域社会をつくるため、保健・医療・福祉・介護が一体となったサービス基盤をつくるとともに、介護保険サービスや保健事業、病院機能の充実を図り、町民一人ひとりの健康状態に応じた健康づくりや介護予防、医療の提供に努めます。</p>
<p>核家族化や就労家庭の増加など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、安心して子どもを産み、育てることができる環境をつくるため、多様化する保育・教育や子育て支援のニーズに応えた様々な取り組みを進めます。</p>
<p>少子高齢化とあわせて人口減少が続く、人口構造が変化している中で、高齢者の生きがいづくりやマンパワーの活用を推進します。</p>
<p>障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民がともに暮らしていける地域社会をつくるため、障がいのある人の社会参加や利用者のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。</p>
<p>住み慣れた地域で安心して暮らしを実現するため、住民主体による地域づくりを進めるとともに、地域や関係機関と連携を深めながら活動を展開します。</p>

施策の体系

(1) 健康づくり対策と町民の安心を支える医療体制の推進
1. 一人ひとりの健康づくりに対する支援を充実します
2. 生活習慣病や疾病の予防対策を強化します
3. 安定した医療の提供と地域医療体制を充実します
(2) 安心して子育てができる環境の充実
1. 健やかに産み、育てるための支援を充実します
2. 安心して子育てができる環境整備を進めます
(3) 高齢者が安心して暮らせる地域社会の推進
1. 介護保険制度の円滑な運営を進めます
2. 介護予防事業を充実します
3. 在宅サービス・住まいを充実します
4. 高齢者のいきがいづくりを推進します
(4) 障がいのある人にやさしい地域社会の形成
1. 障がいのある人とともに支え合う地域づくりを推進します
2. それぞれの障がいに応じた福祉サービスを充実します
(5) 安心できる福祉社会の充実
1. とともに支え合う地域づくりを推進します
2. 地域福祉活動を充実します
3. 各種医療給付制度を充実します
4. 低所得者対策・社会保障制度を充実します

(1) 健康づくり対策と町民の安心を支える医療体制の推進

現状と課題
1 健康で心豊かにいきいきとした生活ができるように、保健・医療・福祉・介護の連携を強化し、質の高いサービスの提供と健康づくりに関わる人材を育成しながら、町民主体の健康づくり活動を進める必要があります。
2 町民の健康づくりへの意識変化、健康に関するニーズの多様化から、正しい知識と技術の提供が求められています。各種検診や健康教育・保健指導等を実施し、奈井江医歯会と連携した保健・健診体制を推進する必要があります。
3 砂川市立病院を中心とする中空知管内の医療圏域では、広域的な視点から、各病院の医療機能を踏まえ、適切な役割を担うことが求められます。病床機能の再編など、地域全体における医療体制やネットワーク化を更に進める必要があります。
4 奈井江医歯会との病診連携や砂川市立病院との病病連携に引き続き取り組みながら、町民へ安心感のある医療を提供するため、「かかりつけ医」の普及促進に一層努める必要があります。
5 国の医療制度改革や診療報酬・薬価等の改定、人口減少や高齢化に対応しながら、町民の身近な医療機関として医療提供を担うため、経営の健全化と診療体制の確保に一層努める必要があります。

1. 一人ひとりの健康づくりに対する支援を充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 保健センターを拠点として、町民の総合的な健康づくりを推進します	保健福祉課
② 健康づくりのための各種運動教室を開催し、町民個々の運動の習慣化を促進します	
③ 健康運動フロアにおいて、安全で個別性を重視した運動メニューを提供し、健康づくり運動を推進します	
④ 町民主体の各種運動サークル活動を支援し、健康づくりの普及啓発を推進します	
⑤ 町民の健康意識向上のため、講演会や研修会等を開催します	
⑥ 食生活改善推進協議会などの地区組織や町民とともに健康づくり活動を推進します	

2. 生活習慣病や疾病の予防対策を強化します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 生活習慣病の発症と糖尿病性腎症等、疾病の重症化予防のための取り組みを推進します	保健福祉課
② 生活習慣病や疾病の早期発見を図るため、若い世代からの特定健康診査やがん検診等の受診勧奨と事後指導を実施します	保健福祉課 町民生活課

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
③ 生活習慣改善や心の健康につながる具体的な健康相談や健康教育、栄養相談、訪問指導を実施します	保健福祉課
④ がんや生活習慣病予防のため、禁煙や受動喫煙防止対策を推進します	
⑤ 高齢者に対する各種予防接種を実施します	

3. 安定した医療の提供と地域医療体制を充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 地域で安心して療養ができるよう、病診連携による病院の共同利用を継続するとともに、かかりつけ医制度の普及に努めます	町立病院
② 病院改革プラン等に基づく効率的な運営など、経営の健全化に努めます	
③ 医療サービスの向上と町民の健康を維持するため、医療機器や施設の計画的な整備・更新を実施します	
④ 地域住民の医療ニーズに応えるため、引き続き大学病院や砂川市立病院と連携しながら、安定的な医療提供に努めます	
⑤ 二次医療圏域における相互の役割と機能を明確にし、住民の医療ニーズに即した病床機能のあり方を検討します	
⑥ 在宅支援の充実のため、各介護サービス事業者との連携や協力を推進します	
⑦ 地域医療総合情報システムの活用による近隣病院との地域医療連携の強化や事務の効率化、患者の待ち時間の短縮など、患者負担の軽減を図ります	

(2) 安心して子育てができる環境の充実

現状と課題
1 核家族や就労家庭にあっても、安心して子どもを産み、育てる環境が求められています。子どもや親がともに健康で健全な育児ができるよう、妊娠期からの相談や健康づくりなど、多様化するニーズに応えた取り組みを進める必要があります。
2 社会進出する女性が安心して子育てができる環境づくりと幼児教育を必要とする保護者のニーズに対応するため、認定こども園の保育体制の強化や保育・教育内容の充実を図る必要があります。
3 家庭環境の多様化に起因する幼児・児童問題に対し、関係機関との連携強化と迅速な対応を図る必要があります。

1. 健やかに産み、育てるための支援を充実します

実施項目(5カ年で取り組む事業)	担当課
① 不妊症に関する相談及び特定不妊治療に係る費用助成を実施します	保健福祉課
② 母子健康手帳の交付や妊婦一般健康診査及び産婦健康診査の費用助成等を行うとともに、健康教育や健康相談、栄養相談、訪問指導を通じ、妊娠期からの健康管理を実施します	
③ 乳幼児の健全な発達を支援するため、健診や子育て相談等の支援を充実します	
④ 小児期からの生活習慣病の早期発見と予防を図るため、小中高生すこやか健診や健康づくりのための各種教室を実施します	
⑤ 歯科保健対策の充実を図るため、小児期からの歯科検診、フッ素塗布、フッ化物洗口、保健指導を実施します	
⑥ 任意予防接種の一部を含め、各種予防接種を実施します	
⑦ 子育てに関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境を把握し相談支援を行うため乳児全戸家庭訪問事業等を実施します	
⑧ 育児不安の解消や仲間づくりのため、交流の機会を充実します	
⑨ 障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための相談や療育支援を実施します	
⑩ 幼児期の健やかな心身の成長と発達を確認し、必要に応じた支援のため5歳児健康相談を実施します	
⑪ 出産・子育て応援ギフト事業として、全ての妊婦や子育て家庭が妊娠期から切れ目なく安心して子育てできるよう、伴走型相談支援と経済的支援を実施します	

《参考》

■町内での出生状況

年度	男	女	計
H28	13	15	28
H29	10	8	18
H30	10	9	19

2. 安心して子育てができる環境整備を進めます

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産、育児までの相談・支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを行います	保健福祉課
② 子ども・子育て会議により、地域全体の子育て支援施策を協議します	
③ 認定こども園において、保護者ニーズを捉えながら英語・運動・食育など、特色ある保育・教育を行います	
④ 認定こども園保育料の多子世帯等の軽減措置のほか第3子以降の保育料を無償化します	
⑤ 認定こども園の保育時間拡大など、就労家庭等のニーズを捉えながら保育支援を充実します	
⑥ 0～2歳児の非課税世帯及び3歳児以上の保育料を無償化します	
⑦ 学齢期の子どもを対象とした就労家庭等の子育て支援のため、学童保育事業を実施し、第3子以降の利用料を無償化します	
⑧ 子育て親子が気軽に交流や相談ができるよう、支援センターやみなクルでの事業内容や情報提供などの充実を図ります	
⑨ 民生児童委員などの関係機関と連携を図り、一体的な子育て支援を実施します	
⑩ 要保護児童対策地域協議会により、虐待等の幼児・児童問題の防止対策について協議します	
⑪ 認定こども園「はぐくみ」・子育て支援センターの適正な維持管理を行います	
⑫ 児童館の適正な維持管理を行うとともに、利用状況等に即した施設の段階的な集約化・複合化を進めます	

2-⑪ 認定こども園・子育て支援センター改修工事予定

○ 認定こども園、子育て支援センター屋上・外壁塗装等工事 (R 5)

《参考》

■ 園児数(平成31年3月末現在)

年度	奈井江町		計
	長時間	短時間	
H30	85	26	111

(3) 高齢者が安心して暮らせる地域社会の推進

現状と課題
1 生活習慣病、認知症、要支援、要介護者の増加など、高齢化に伴う課題が深刻化しているため、生活習慣病予防、健康づくりや介護予防などを強化して、健康寿命の延伸を図る必要があります。
2 介護を必要としていたり、近くに近親者が居ない高齢者が安心して暮らせるように、町民同士が見守る地域づくりや、町内事業所等によるサービスとの連携強化を図る必要があります。
3 在宅高齢者の多様化したニーズに対応するため、空知中部広域連合と連携し、在宅サービスの質の向上や、地域ケア会議を中心に関係機関とのネットワークづくりを一層進める必要があります。
4 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、さらなる地域包括ケアシステムの推進を図る必要があります。
5 高齢者の生きがいづくりや町民個人のスキル、ポテンシャルを活用するため、社会参加や就労の場を展開する必要があります。

1. 介護保険制度の円滑な運営を進めます

実施項目(5カ年で取り組む事業)	担当課
① 空知中部広域連合との連携を図り、介護保険サービスの充実と制度の健全な運営に努めます	保健福祉課
② 在宅での介護や介護保険、介護予防に関する総合的な相談を実施します	
③ 高齢者介護を支えるため、日本介護事業団等との官民連携による地域包括ケアシステムを推進します	

2. 介護予防事業を充実します

実施項目(5カ年で取り組む事業)	担当課
① 地域包括支援センターを中心とした総合的な介護支援や相談体制を構築し、介護予防を重視したサービスを提供します	保健福祉課
② 健康教育や健康相談等の事業を通し、元気な高齢者を目指すための取組を強化します	
③ 虚弱高齢者を早期発見し、適切な介護予防事業につなげ、要介護状態の改善や悪化予防を推進します	
④ 要介護状態の予防のため、運動器の機能向上、口腔機能向上、低栄養予防、認知症予防、うつ・とじこもり予防等、個々の状態に合わせた介護予防事業を実施します	

3. 在宅サービス・住まいを充実します

実施項目(5カ年で取り組む事業)	担当課
① 高齢者の生活の不安や在宅での介護など、総合的な相談窓口と権利擁護の整備に努めます	保健福祉課
② 認知症の方やその家族を支える体制を整備するとともに、地域全体で支援できる取り組みを強化します	

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
③ あんしんホットラインを活用した高齢単身世帯者等の安全対策を推進します	保健福祉課
④ 高齢者単身世帯者の食生活の安定と、介護予防、安否確認のため、在宅給食サービス事業を実施します	
⑤ 高齢者単身世帯者など、冬期間の除雪負担を軽減するため、間口除雪サービス事業及び屋根雪下ろし助成事業を実施します	
⑥ 保健・福祉サービスの利用方法等に関する情報提供や利用の啓発を推進します	
⑦ 高齢者生活福祉センター「ひだまり」の適正な維持管理を行います	

3-⑦ 高齢者生活福祉センターの改修工事

- 高齢者生活福祉センター「ひだまり」屋上・外壁塗装等工事 (R 4)

4. 高齢者のいきがづくりを推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 高齢者の健康的で積極的な社会活動への参加を促進するため、老人スポーツ大会や老人のつどい等、各種事業を実施します	保健福祉課
② 高齢者の健康的で積極的な社会活動への参加を推進するため、松の湯の入浴券を配布します	
③ 高齢者の長寿を祝うため、敬老会の開催や敬老祝品を贈呈します	
④ 高齢者相互の交流や社会参加促進のため、老人クラブ活動を支援します	
⑤ 社会福祉協議会と連携し、高齢者が生きがいを持ち、介護予防サポーター活動やボランティア活動など積極的にまちづくりに参加できるよう支援します	

《参考》

■ 高齢化状況

年度	町人口	65歳以上	高齢化率
H28	5,580	2,203	39.5%
H29	5,464	2,203	40.3%
H30	5,407	2,202	40.7%

(4) 障がいのある人にやさしい地域社会の形成

現状と課題
1 障がいへの理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の支援を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する必要があります。
2 障がいのある人と事業所による契約でサービス提供が行われていますが、施設や事業者、地域により提供するサービスが限られています。障がいのある人の幅広いニーズに対応した相談支援、情報提供を行う必要があります。
3 障がいのある人の自立を促進するため、本人や家族、地域が一体となり積極的な活動を展開するため、意識の高揚を図る必要があります。

1. 障がいのある人とともに支え合う地域づくりを推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① おもいよりの障がい福祉条例の基本理念のもと、障がいのある人にとっても安心して暮らしやすい地域づくりを目指します	保健福祉課
② 障がいのある人の社会参加と地域住民との交流を促進するため、ふれあいフェスティバルを開催します	
③ 地域住民自らが、障がいのある人を支え合う仕組みを構築するため、社会福祉協議会との連携のもと、地域ボランティア団体の育成を推進します	

2. それぞれの障がいに応じた福祉サービスを充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① おもいよりの障がい福祉条例の基本理念のもと、障がい福祉ガイドブックの更新やフォーラムの開催、就労支援などの取り組みを推進します	保健福祉課
② 障がい者からの相談、必要な情報提供を行うため、相談支援事業者と連携を図りながらより質の高いサービスにつなげていきます	
③ 障がいのある人の生活を支援するため、日常生活用具や補装具を支給・貸与します	
④ 障がいのある人の健康増進や社会参加を促進するため、松の湯の入浴券を配布します	
⑤ 障がい者施設や地域活動支援センター等の運営を支援します	
⑥ 在宅の知的障がいのある人や精神障がいのある人の施設通所に対して、交通費を助成します	
⑦ 関係団体や施設と積極的な情報交換を行うとともに、事業活動を支援します	

(5) 安心できる福祉社会の充実

現状と課題
1 高齢者、障がいのある人、子どもなど町民の誰もがともに支え合う地域共生社会の実現のため、行政、関係機関等が一体となった地域づくりを推進する必要があります。
2 町民同士の相互扶助とまちづくりへの参画を促進するため、福祉ボランティア活動の推進や町民リーダーの養成が求められています。
3 高齢者やひとり親、乳幼児等、重度心身障がいのある人が、健康で安心して暮らせるよう、それぞれのニーズに合った医療費助成制度の運用と効率的な運営を進める必要があります。
4 国民年金の各種届や相談業務を受託していますが、町民サービス向上のために、日本年金機構と連携した情報提供や相談業務の強化を図る必要があります。

1. とともに支え合う地域づくりを推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 高齢者等支え愛条例に基づき、支援が必要な人の情報を地域や社会福祉協議会と共有し、地域コミュニティの醸成や安心して暮らせる地域づくりを推進します	総務課 保健福祉課
② 小地域ネットワーク「たすけあいチーム」事業を推進するため、地域住民や社会福祉協議会と連携を図り、高齢者等の見守り活動を推進します	保健福祉課
③ 農協や商工会、民間事業所など様々な団体等と連携を図り、ひとり暮らしの高齢者等の見守り体制を充実します	
④ 高齢者や障がいのある人の財産管理や契約を代行する市民後見人などの養成と活用を推進します	

2. 地域福祉活動を充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 地域福祉活動を充実するため、社会福祉協議会や民生児童委員との情報交換や連携を強化します	保健福祉課
② 地域におけるボランティア活動等を促進するため、社会福祉協議会の活動を支援します	

3. 各種医療給付制度を充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 0歳児から18歳(高校生)までの子どもに対し、医療費を助成します	町民生活課
② ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します	
③ 重度心身障がいのある人に対し、医療費を助成します	
④ 北海道国民健康保険運営方針に基づき、空知中部広域連合に加え、北海道と連携協力し国民健康保険事業の健全な運営に努めます	
⑤ 北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、広域高齢者医療事業の健全な運営に努めます	

4. 低所得者対策・社会保障制度を充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 低所得者の生活を支援するため、福祉灯油券と歳末見舞品を支給します	保健福祉課
② 養護老人ホームへの入所措置を実施します	
③ 国民年金及び年金生活者支援給付金に関する相談業務を実施します	町民生活課
④ 広報紙等による国民年金に関する周知、リーフレット配布等の情報提供を行います	
⑤ 農業者が老後の生活を安心して過ごすために、農業者年金の加入を推進します	農業委員会

テーマ
おもいやり明日へ

政策	学び続け人生を豊かにするために
----	-----------------

政策の内容

<p>地域の人や町の歴史、産業を通して、ふるさと奈井江を学ぶと共に友好都市など町外と交流して世界を識り、郷土の愛着と誇りを育みます。</p>
<p>ICTの活用を高めながら子どもたちの学力の定着を図り、自ら学ぶ芽と自ら表現できる力を育みます。</p>
<p>切磋琢磨する環境を通じてチャレンジする気持ちを育てるほか、創造性や自律性を高め、自分と他人を大切にすることに育てます。</p>
<p>生涯を通して自由に選択し学び続けることができるよう、学校教育や社会教育、芸術・文化・スポーツ活動など、幅広い学習機会や仲間づくりの機会を創ります。</p>

施策の体系

(1) 未来を担う子どもの育成
1. 学校教育を充実します
2. 豊かな心と健やかな体の育成を推進します
3. 快適な学習環境の整備を推進します
4. 多様な教育機会の支援を推進します
5. 子どもの健全な育成を推進します
(2) 生涯にわたる学びの推進
1. 生涯学習活動を推進します
2. 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します
3. 個性豊かな芸術・文化を推進します

(1) 未来を担う子どもの育成

現状と課題
1 児童生徒の確かな学力、基礎基本の確実な定着と、自ら学ぶ芽を育てると共に、チャレンジする気持ち、互いに競い合う気持ちを育てる必要があります。
2 1人1台端末によるICT教育を進め、総合的情報技術を使いこなす能力を育てるとともに、他人も自分も傷つけないために、情報モラルを身に着ける必要があります。
3 奈井江町いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒の問題行動への対応と地域に開かれ信頼される学校を実現するため、家庭や地域、関係機関と連携を深める必要があります。
4 子どもたちに栄養の偏りや不規則な食事など、食の乱れが見られます。食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための、食育を推進する必要があります。
5 学校施設等の適正な維持管理を行うとともに、将来を見据えながら、今後の奈井江町立小・中学校のあり方について検討を行う必要があります。
6 奈井江商業高等学校の魅力ある学校づくりに向けた支援を行う必要があります。
7 教育活動の充実を図るため、幼小中高における相互理解や相互支援など連携を深めていく必要があります。
8 全町民で子どもたちの権利を保障し、まちづくりのパートナーとして社会参加が促進されるよう、情報共有と参加意識の向上により努める必要があります。
9 学校運営の充実や児童生徒の健全育成のために学校と保護者、地域等が一体となって、学校運営協議会の推進を図る必要があります。

1. 学校教育を充実します

実施項目(5カ年で取り組む事業)	担当課
① 習熟の程度等に応じた学習を行うため、同一学級内で複数の教員が協力して指導を実施します	教育委員会
② 町独自で期限付教諭を採用し、小学校の全学年で35人学級を実施します	
③ 児童生徒の英語力の向上や国際文化への関心を高めるために、複数の英語指導助手を雇用します	
④ 特別支援教育充実のため、必要な教材や体制を整備します	
⑤ 学びの充実を図るため、小中学校に小説、図鑑などの図書を購入します	
⑥ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、家庭・地域・学校の連携による学校運営を推進します	
⑦ 教職員の資質向上のため、研修等の参加に対する助成を行うとともに、子ども達に効果的な教育活動を行うための職場環境を整備します	
⑧ 児童生徒の学習意欲の向上・家庭学習の定着に向け、公設学習塾や学力テスト、漢字検定や英語検定等、学習支援を実施します	
⑨ 児童生徒1人1台端末を最大限活用し、ICT教育を推進するとともに、学校と連携した情報モラル教育を実施します	

2. 豊かな心と健やかな体の育成を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 小中学校の「総合的な学習の時間」で行う、講師の招へいや体験学習などの取り組みを支援します	教育委員会
② 食と農の大切さを学ぶため、小学校で体験農園事業を実施します	
③ 家庭や地域と連携し、子どもたちの健全な食習慣の定着を図ります	
④ 広域運営により、地元農産物の使用に努めながら安全・安心な学校給食を提供します	
⑤ 中体連出場など中学校の部活動に対して助成します	
⑥ 児童生徒、保護者を対象とした教育相談を実施します	
⑦ 中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒等の悩みや不安の解消に努めます	
⑧ なえっ子見守り隊や地域・関係機関と連携し、児童生徒の安全確保に努めます	
⑨ 子どもの権利に関する条例に基づいた人権教育を推進し、権利意識の共有、まちづくりに活かします	
⑩ 不登校児童生徒を支援するため美唄地区適応指導教室の運営を支援します	

3. 快適な学習環境の整備を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 学校施設や設備の修繕・更新等により適切な維持管理を行います	教育委員会
② 子ども達の未来を想像し、今後の小・中学校の一貫教育など、意欲的に学べる環境について検討します	
③ 遠隔地の児童生徒の交通手段を確保するため、スクールバスを運行します	
④ 老朽化したスクールバスの更新を行います	

3-④ 車両の更新

○ スクールバス更新 (R 2)

《参考》

■ 児童生徒数 (各年度5月現在)

年度	奈井江 小学校	奈井江 中学校	計
H28	207	144	351
H29	206	125	331
H30	187	117	304

4. 多様な教育機会の支援を推進します

実施項目(5カ年で取り組む事業)	担当課
① 授業交流や出前講座など、幼小中高の相互支援・連携による教育活動を推進します	保健福祉課 教育委員会
② 幼児教育を推進するため、認定こども園で英語教育を実施します	
③ 要保護及び準要保護児童生徒援助制度に基づき、児童生徒の学用品・給食費等、就学に必要な経費を助成します	教育委員会
④ 多子世帯の給食費負担を軽減するため、第2子を半額助成、第3子を無償化にします	
⑤ 言語指導が必要な児童に対し言葉の発達を支援するため、砂川市ことばの教室の運営を支援します	
⑥ ことばの教室の通室に係る保護者負担を軽減するため、交通費の一部を助成します	
⑦ 奈井江商業高等学校の存続に向けて、引き続き制服助成や各種検定料などの助成、英語指導助手の派遣を行うとともに、魅力ある学校づくりや教育活動の充実に向けた取り組みに対して支援します	
⑧ 児童生徒の学習意欲の向上・家庭学習の定着に向け、家庭と連携した取り組みを実施します	

《参考》

■生徒数（各年度5月現在）

年度	奈井江商業 高等学校
H28	86
H29	106
H30	84

5. 子どもの健全な育成を推進します

実施項目(5カ年で取り組む事業)	担当課
① 子どもの権利に関する条例に基づき、子どもたちの社会参加などを促進するため、町長と語る会などの取り組みを推進します	教育委員会
② 子どもの意見を町政に反映するため、子ども会議を開催します	
③ 子どもの権利や子ども会議活動などの理解と普及啓発に向け、「子どもの権利広報」の発行や町行事時のPR活動を推進します	
④ 青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会を開催します	
⑤ 青少年のリーダー養成のため、中学生・高校生を北海道ジュニアセミナーに派遣します	
⑥ 子ども会活動推進のため、子ども会育成連絡協議会の活動を支援します	
⑦ 20歳の節目を記念するため、式典を開催します	
⑧ 芸術文化にふれる機会を提供し、心豊かな青少年の育成を図るため、小中学校芸術鑑賞会を実施します	

(2) 生涯にわたる学びの推進

現状と課題
1 町民が生涯にわたり学び続けられるように、交流活動の支援や町民ニーズを把握した事業に取り組む必要があります。
2 町民の健全な心身の発達とスポーツ活動を通じた仲間づくりのため、各スポーツ施設を有効活用したスポーツ教室や事業の充実を図る必要があります。
3 情報の電子化等により、読書離れが進んでいます。豊かな心を育成するため、読書に親しむ活動を推進する必要があります。
4 町民誰もが気軽に芸術文化に親しめる環境づくりと、町民の個性を活かした自主的な芸術・文化活動を推進する必要があります。
5 過疎化の進行や家族形態の変容による地域社会のつながりが希薄化する中、地域で子どもたちの豊かな成長を支え、協働しながら「地域とともにある学校」を推進していく必要があります。

1. 生涯学習活動を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 高齢者の学習機会を提供するため、寿学級活動を支援します	教育委員会
② PTA活動の推進を図るため、PTA連合会の活動を支援します	
③ 女性の社会活動の推進を図るため、女性団体連絡協議会の活動を支援します	
④ 趣味生きがいを生む教育を通じ、町民の文化的生活の向上を図るため、公民館講座を開催します	
⑤ 団体やサークルに対し、講師などの情報提供や活動をコーディネートする支援を行います	
⑥ 絵本を通じ親子の絆と心身の健やかな成長・子育てを応援するため、ボランティア等の協力を得ながら、ブックスタート事業及ブックセカンド事業を実施します	
⑦ 子どもの読書意欲の向上を図るため、子ども向け読み聞かせ会や読書週間事業などの各種図書館行事及びブックサード事業を実施します	
⑧ 学校と連携して、環境整備と読書活動を推進します	
⑨ 図書利用の推進を図るため、巡回型移動図書を実施します	
⑩ 地域で子どもの成長を支えるため、地域学校活動を推進します	
⑪ 社会教育センターの適切な維持管理を行います	

2. 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 町民の健康づくりやスポーツ活動を推進するため、学校開放事業を実施します	教育委員会
② 全道大会等に出場する青少年スポーツ・文化団体の活動を支援します	
③ スポーツ推進委員を委嘱し、体育・スポーツ事業を推進します	
④ 町民の健康・体力づくりのため、町民ニーズを把握しながら、体育・スポーツ活動を推進します	
⑤ 町民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ協会・レクリエーション連盟・スポーツ少年団の活動を支援します	
⑥ 体育施設(体育館・町民プール・本町公園)の適切な維持管理を行います	

2-⑥ 体育施設の改修工事予定

- 町体育館大規模改修工事 (R 3 ~ R 4)
- プール屋上・外壁改修工事 (R 6)

3. 個性豊かな芸術・文化を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 町民に親しまれる文化ホールの事業を推進するため、文化ホール事業運営委員会を開催します	教育委員会
② 町主催の文化ホール事業のほか、関係団体との共催や町民の実行委員会形式によりコンサート等を開催します	
③ 町民の自主的な文化活動を推進するため、文化連盟の活動を支援します	
④ 芸術文化の鑑賞と創造性豊かな心の涵養を図るため、総合文化祭を実施します	
⑤ 郷土の文化・歴史の伝承と郷土愛を育むため、郷土学習の充実を図ります	
⑥ 郷土芸能保存のため、北海わらべ太鼓、備中神楽伝承保存会の活動を支援します	
⑦ 文化ホールの適切な維持管理を行います	

3-⑦ 施設設備の更新

- 文化ホール調光装置改修工事 (R 3)
- 文化ホール空調機器更新工事 (R 4 ~ R 5)

政策	活力と魅力あふれる産業づくりのために
----	--------------------

政策の内容

本町の基幹産業である農業は、高齢化などにより担い手が減少傾向にあります。活力ある農業を目指すため、担い手の育成や確保を行うとともに、農業生産基盤の整備、多面的機能の発揮、環境保全型農業など様々な取り組みを支援し、農業の発展を図ります。
関係団体との連携により地場産品のブランド化、中小企業・小規模事業者の経営基盤の確立、企業の立地、事業拡大などへ支援を行うとともに、生産者や事業所・企業が持つ技術力や付加価値の高さなどを町内外に積極的に発信します。
恵まれた交通立地条件と豊かな自然を活かした、観光づくりを進めます。

施策の体系

- | |
|--------------------------------|
| (1) 産地競争力のある農業づくりの推進 |
| 1. 農業経営の安定・強化を図ります |
| 2. 農業生産基盤整備を推進します |
| 3. 農業担い手の支援・育成を図ります |
| 4. 農地・土地改良施設の保全を図ります |
| (2) 活力と賑わいのある商工業の推進 |
| 1. 商工業の活性化を推進します |
| 2. 雇用に向けた支援を推進します |
| (3) まちの資源を活かした魅力ある観光の推進 |
| 1. 観光振興と特産品のPRを推進します |

(1) 産地競争力のある農業づくりの推進

現状と課題
1 農業の生産性向上を図るため、圃場の区画拡大や暗渠排水整備、老朽化した用排水路の改修などの農業の生産基盤整備を推進し、農地の集積を図る必要があります。
2 担い手の減少や高齢化などにより、営農活動や農地・農業用水路等の管理に支障をきたす恐れがあるため、農業生産活動や多面的機能保全活動の支援を行う必要があります。
3 水稻栽培の適地として地域の強みを生かした特色ある製品の生産を進めるため、水稻の作付面積を確保するとともに、関係機関と連携し、担い手の育成など農業経営の安定化を図る必要があります。
4 水稻のほか、メロン、トマトなどの施設園芸作物や畜産物の安定的な生産とクリーン農業推進のため、関係機関と連携した技術指導や支援を行い、産地のブランド化を進める必要があります。

1. 農業経営の安定・強化を図ります

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 農業生産技術の普及・啓発を行うため、試験栽培等の取り組みを支援します	産業観光課
② 適正な施肥管理による農産物の品質向上と生産量の増加を図るため、土壌分析を実施します	
③ 高品質米の出荷を促進するとともに特別栽培米を中心とした特色ある米の生産による産地強化を図るため、ライスターミナルの効率的な管理運営を促進します	
④ 農業総合情報システムによる気象情報等の農業経営情報を提供します	
⑤ 農業経営の安定と地域農業の振興ため、地域農業再生協議会の活動を支援します	
⑥ 農業生産技術の向上や生産者団体の育成を図るため、農業振興会・農民協議会の活動を支援します	
⑦ 家畜飼養農家の経営安定や飼育管理の改善等を図るため、酪農振興会・家畜自衛防疫組合等の活動を支援します	
⑧ 中山間地域等における農業生産活動の維持と平地との生産費の差を支援します	
⑨ 化学肥料や化学合成農薬による環境負荷を低減する環境保全型農業の取り組みを支援します	
⑩ 農協や商工会等と連携し、地元農産物のPRや加工・販売の取り組みに対して支援します	
⑪ 産地ブランドを確立するため、奈井江産米のPR強化に向けた取り組みや、ゆめぴりかの低タンパク米の生産に対して支援します	
⑫ 農業経営の安定を確保するため、野生鳥獣による農業被害の軽減を図ります	
⑬ 効率的な農業経営を推進するため農地の集積を促進します	産業観光課 農業委員会

《参考》

■農家戸数等

年度	農家戸数	経営面積	戸当り平均 経営面積
H28	180	1,929ha	10.7ha
H29	180	1,929ha	10.7ha
H30	180	1,929ha	10.7ha

2. 農業生産基盤整備を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 農業生産基盤を整備するため、道営土地改良事業を実施します	産業観光課
② 道営土地改良事業実施地区(茶志内東1・茶志内東2・高島東・茶志内沼東)の換地業務を推進します	
③ 土地改良事業により整備された圃場の凸凹解消や農作業の省力化を図るため、農業機械・設備導入の検討や支援を行います	

2-② 土地改良事業の実施予定地区

- 茶志内東1地区 (R 2 ~ R 5)
- 茶志内東2地区 (R 2 ~ R 6)
- 高島東地区 (R 3 ~ R 6)
- 茶志内沼東地区 (R 6)

3. 農業担い手の支援・育成を図ります

実施項目(5力年で取組む事業)	担当課
① 経営規模の拡大等により経営改善を行う意欲ある農業者の育成を図ります	産業観光課 農業委員会
② 認定農業者が借り入れた低利資金の利子に対する助成をします	産業観光課
③ 農業担い手育成基金を活用し、新規就農者や農業者の研修事業等に対して助成をします	
④ 北海道農業担い手育成センターの制度を活用し、就農支援を行います	
⑤ 国・道の制度資金等を活用し、新規就農者の農業経営を支援するための助成をするほか、関係機関等で構成するサポートチームにより、様々な就農形態に即した支援を行います	
⑥ 北海道農業担い手育成センターの制度を活用し、就農支援を行います	
⑦ 新たな作物や栽培技術の導入、農産物の付加価値を高める取り組みなど、新たな産地づくりにチャレンジする農業者を支援します	

《参考》

■新規就農者

年度	人数
H28	0
H29	2
H30	2

4. 農地・土地改良施設の保全を図ります

実施項目(5力年で取組む事業)	担当課
① 農業振興地域の振興を図るため、計画的な農用地利用を促進します	産業観光課
② 農地を浸水被害から守るため、排水機場の計画的な修繕と施設の更新を実施します	
③ 農地・水路等の保全管理や農村環境の保全などの活動に対し支援します	
④ 土地改良施設の多面的機能を発揮するため、管理経費の一部を助成します	
⑤ 農業生産の基盤をなす優良農地を確保するため、遊休農地・違反転用の未然防止に向けた対策を実施します	農業委員会
⑥ 農地の効率的な活用を図るため、適正な農地の賃貸借権設定に向けた取り組みを推進します	

4-② 排水機場の整備予定

○ 高島排水機場 (R 5 ~ R 6)

(2) 活力と賑わいのある商工業の推進

現状と課題
1 町の商店街では、人口減少や高齢化等により個人消費が低迷しているほか、事業主の高齢化により、空き店舗が増えている状況にあります。中小・小規模事業者を支える商工会に対する支援のほか、行政と農商工の連携による商店街の活性化対策が必要です。
2 本町の立地企業においては、継続的かつ先進的な設備投資を行い生産性を高めています。事業及び雇用の拡大は、町の活性化に直接的に結びつくものであり、引き続きこれらの取り組みに財政的支援を行う必要があります。
3 奈井江町に譲渡された空知団地の企業立地を進めるため、多角的な誘致活動と団地の活用策の検討を行う必要があります。

1. 商工業の活性化を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 商工会とともに中小企業・小規模事業者の支援に関する総合的なしくみの検討を進めるほか、北海道や北海道中小企業支援センターと連携した相談や支援、経営改善や育成を図るための中小企業振興保証融資を実施します	産業観光課
② 中小企業・小規模事業者の経営改善・指導等の充実や組織の強化を図るため、商工会に対して支援を行います	
③ 商店街及び中心市街地の活性化や住民生活の充実を図るため、商工会、農協との連携を図りながら、多機能交流施設、交流プラザ「みなクル」、駅前広場等を活用した事業を進めるほか、次世代の担い手等との対話や協働を進めます	
④ 空知団地の企業立地を進めるため、団地の適正な管理を行い、北海道や美唄市との連携による誘致活動を進めます	
⑤ 町内の企業等の取り組み等を積極的に町外へ発信するとともに、企業の新規立地や事業の拡大に対して、企業立地促進条例等による支援を行います	
⑥ 企業誘致を推進するため、工場等の新增設に係る固定資産税の課税免除を実施します	町民生活課

2. 雇用に向けた支援を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 労働者の職業訓練や労働環境の向上のため、関係機関への支援を行います	産業観光課
② 季節労働者の通年雇用を図るため、砂川地区通年雇用促進協議会による広域的な事業を推進します	

(3) まちの資源を活かした魅力ある観光の推進

現状と課題

- 1 観光施設は、建設からの年数が経過しており、修繕や計画的な改修が必要になっています。
- 2 町の観光資源や特産品の魅力アップ、PRに関して、町のイメージアップを図りながら町観光協会や商工会、農協、さらには近隣市町など多様な機関と連携し、取り進める必要があります。

1. 観光振興と特産品のPRを推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 北海道や中空知広域市町村圏組合、町内団体、若手担い手等と連携し、町の観光資源のPRや情報の発信、さらには地元農産品等を活用した特産品の開発・販売の促進等、町のイメージアップを目指した取り組みを推進します	産業観光課
② 町内各団体や企業の協力を得ながら産業まつりを開催します。また、商工会や農協と連携し、中心市街地、にわ山森林自然公園等におけるイベントに支援、協力をします	
③ 地域交流センター(道の駅)、にわ山森林自然公園等の観光施設の長寿命化を図るため、適切な改修や維持管理を行うほか、施設の性質・特色に応じた利活用に努めます	

政策	みんなで創る、持続可能なまちづくりのために
----	-----------------------

政策の内容

<p>人口減少や少子高齢化が進行する中で、移住・定住対策を推進するため、町内在住者の定着と町外からの移住促進に向けた住宅施策や町民に対する安全・安心な生活環境の確保、子育て、保健、教育、産業など、総合的な施策の推進を図ります。</p>
<p>町民一人ひとりが主役のまちづくりを進めるとともに、地域の活性化や町民参加を推進し、様々な媒体を利用した行政情報を積極的に発信し、町民誰もが町政に参加できる協働のまちづくりを進めます。</p>
<p>町民の多様なニーズに応えながら、効率的で持続可能な行財政運営を行うため、選択と集中の視点による事業の評価・検証・見直しを進めるとともに、公共施設の複合化や集約化、他市町との広域連携を推進します。</p>
<p>地方分権や社会経済情勢の変化に対応した適切な町政運営体制を確立するため、国と地方及び自治体間の役割分担や地方自治を高める施策の提案を国に対し積極的に行います。</p>

施策の体系

- | |
|-----------------------------|
| (1) 総合的な移住・定住対策の推進 |
| 1. 住んでみたい、住み続けたいまちづくりを推進します |
| 2. 誰もが活躍できるまちづくりを推進します |
| (2) みんなが主役のまちづくりの推進 |
| 1. 自主的な地域活動を推進します |
| 2. 地域コミュニティを充実します |
| 3. 行政情報の積極的な公開を推進します |
| 4. 住民と行政のパートナーシップを推進します |
| 5. 利用しやすい役場庁舎をつくります |
| (3) 健全で効率的な行財政運営の推進 |
| 1. 効率的な行財政運営を進めます |
| 2. 町の債権の適正な管理・徴収に努めます |
| (4) 広域的な連携や交流の推進 |
| 1. 他の市町村や団体との連携・協力を推進します |
| 2. 友好都市の人たちとの交流を推進します |

(1) 総合的な移住・定住対策の推進

現状と課題

- 1 人口減少や少子高齢化の進展により、地域経済や町民の生活に様々な影響を及ぼすことが懸念されることから、若い世代を中心とした町内在住者の定着と他の地域からの移住を促進することにより、地域活力を維持・向上させていくことが重要となっています。

1. 住んでみたい、住み続けたいまちづくりを推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 移住・定住者の希望をかなえる住宅施策や、子育て、保健、教育、産業など総合的な施策を推進します	全課
② 町が保有する土地・建物を有効活用しながら、良質で低廉な住宅用地の販売等を行います	企画財政課
③ 新築住宅建設、中古住宅購入、住宅リフォームに対し費用の一部を助成します	
④ 若年世帯や子育て世帯に対し、民間賃貸住宅の家賃助成を行います	
⑤ まちの魅力や優位性などの移住・定住につながる情報を町内外へ積極的に発信するため、関係団体との連携やWebサイト、SNSなどの多様な情報発信を推進します	

2. 誰もが活躍できるまちづくりを推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 地域おこし協力隊の活用を進め、地域の担い手となる人材の確保や地域おこしに関する活動を促進します	全課
② 就労の創出や居場所づくり、役割のあるコミュニティづくりなどを推進するため、誰もが躍動し、寄り添い集う全世代共奏のまちづくりプロジェクト「奈井江版生涯活躍のまち」に取り組みます	企画財政課
③ 高齢者が安心して暮らせる住まいと生きがいづくりを提供するため、サービス付高齢者向け住宅の適切な維持管理を行います	町立病院

(2) みんなが主役のまちづくりの推進

現状と課題
1 高齢化や人口減少に対応した持続可能な地域社会を構築するため、まちづくりへの参加機会の拡充と関心を高め、地域住民の自主的な地域活動の推進やコミュニティの再構築を図る必要があります。
2 多世代に渡る町民同士の交流や高齢者の生活支援、障がいのある人の社会参加などを充実させるため、地域づくりの拠点施設「交流プラザみなクル」を有効活用した事業展開を進める必要があります。
3 地域の特色を活かした町民主体のまちづくりを推進するため、町民とのパートナーシップの向上を図り、協働によるまちづくりを進めていく必要があります。
4 行政情報の公開や行政の透明性の確保により開かれた町政を推進するため、町民との情報共有や町内外へのまちのPRなど、広報活動における発信力の充実と強化を進める必要があります。
5 今後の行政機能の効率化や利用者の利便性の向上、さらには災害時の防災拠点としての役割を果たすため、老朽化した役場庁舎のあり方を検討する必要があります。

1. 自主的な地域活動を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 地域活性化やまちづくりの担い手を育成するため、町民自らが企画・実行するイベント事業等に対し、費用の助成を行います	企画財政課
② 町民への行政情報の周知や地域との連携を強化するため、連合区長・行政区長を設置するとともに、必要な会議を開催します	
③ 地区と行政との相互理解と信頼関係を深めるため、地区担当職員を配置し、地域住民との協働により地区のコミュニティ強化と活動の活性化を推進します	
④ コミュニティ会館(北町・南町)の管理運営を委託します	
⑤ 行政区及び連合区が管理する会館の管理費・整備費を助成します	

2. 地域コミュニティを充実します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 「交流プラザみなクル」を活用した多世代に渡る町民同士の交流や北翔大学との包括連携協定に基づく地域の活性化や福祉向上に向けた、町民と学生との交流事業を実施します	産業観光課
② 町・農協・商工会・社会福祉協議会等と連携を図り、町民ニーズを捉えながら「交流プラザみなクル」の管理運営を行います	保健福祉課
③ 「交流プラザみなクル」を活用し、町民の居場所となるコミュニティカフェを開設します	
④ 農商工の連携により、出会いの場や情報の提供を行い結婚活動を支援します	農業委員会

3. 行政情報の積極的な公開を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 必要な情報の取得やまちの魅力が伝わるよう、広報紙・iBOX・ホームページ・SNSなど、様々な年代に応じた発信方法の検討を行い充実を図ります	企画財政課
② 町民の知る権利を保障するため、公文書の公開を行います	総務課
③ 個人の権利や利益の侵害を防止するため、町が保有する個人情報保護します	
④ 予算、決算など町の財政状況や職員の給与等に関する資料を作成し、町民に公表します	総務課 企画財政課

4. 住民と行政のパートナーシップを推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 審議会や委員会などの委員公募を進めます	総務課
② 町内外からの幅広い意見や提案を町政に反映するため、まちづくりモニターや町長への手紙を出す運動などの広聴活動を実施するとともに、町政懇談会など直接意見交換をする場を設けます	企画財政課
③ まちづくり自治基本条例の推進を図り、町民参加のまちづくりを行うため、まちづくり町民委員会を開催します	

5. 利用しやすい役場庁舎をつくります

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 災害に強く機能的で親しみのある庁舎を建設します。また、保健センター、子育て支援センターと複合し、利用しやすい庁舎を目指します。	庁舎建設推進室
② 来庁者への案内をはじめ、相談や電話対応など、明るく親切な接遇を行い、利用しやすい環境づくりに努めます	全課
③ 庁内連携を図り、社会保障・税番号制度などの取り組みに対応して、町民に利便性の高い行政サービスを行います	
④ マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑証明書のコンビニ交付を実施するとともに、引き続き役場窓口においては、事前予約による休日交付も行い、多様な住民サービスを提供します	町民生活課
⑤ マイナンバーカードの普及を推進し、町民サービスの向上を図ります	

(3) 健全で効率的な行財政運営の推進

現状と課題
1 効率的で持続可能な行財政の運営を図るため、まちづくり計画に基づく事務事業等の見直しなど、行政コストの削減に努める必要があります。
2 町税、地方交付税等の一般財源が減少する中、社会保障費などの経常経費が増加しています。社会経済と行政需要の変化に適切に対応した財政運営に努める必要があります。
3 安定的で将来展望が築くことができる行財政の推進のため、町民と一体なった行財政改革を進めていく必要があります。

1. 効率的な行財政運営を進めます

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① まちづくり計画に基づく計画的な事業の推進を図るとともに、中長期的な財政計画を作成し、健全で安定的な財政運営を進めます	全課
② 社会情勢や町民の意向を踏まえた効果的な事業を推進するため、各種事務・事業の評価・検証・見直しを積極的に進めます	
③ 町の自主財源である町税や各種使用料の見直しなど、町民負担のあり方について検討を進めます	
④ ふるさと納税や広報紙の有料広告、クラウドファンディングなど、多様な自主財源の確保と地域経済の活性化に努めます	企画財政課
⑤ 総合行政情報システムの活用により、効率的な業務の推進と事務コストの削減を進めます	総務課
⑥ 行政情報システムのデータセンターを利用した共同運用を行い、セキュリティの強化等を図るとともに、管理経費の軽減に努めます	
⑦ 職員の意欲や能力を高めるとともに多様な人材を育成するため、効果的な職員研修を実施します	
⑧ 各課局の連携により、町政運営の基本方針、重要施策等を協議するため、行政推進会議を開催します	
⑨ 多様化・複雑化する地域政策課題に対応するため、機構や人事評価等、人事管理による組織・体制づくりを進めるとともに、効率的な町政運営を進めます	
⑩ 公共施設の効率的な運営と町民サービスの向上を図るため、指定管理者制度を活用した管理運営を進めます	
⑪ 公共施設等総合管理計画に基づく、耐震化や統廃合など長期的視点に立った公共施設の維持管理を行います	
⑫ 「公共施設等に関する民間提案制度」により、自由なアイデアによる未利用町有財産の利活用を促進します	

2. 町の債権の適正な管理・徴収に努めます

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 債権管理条例に基づく適正な債権管理を推進し、町税や使用料などの徴収率向上に努めます	町民生活課
② 町税等の納期内納付の推進と納付者の利便性を向上させるため、口座振替の利用を図るとともに、スマホ収納及びコンビニ収納を実施します	
③ 悪質な滞納者に対しては、滞納処分や強制執行など必要な措置を講じます	

(4) 広域的な連携や交流の推進

現状と課題
1 地方分権や国の構造改革が進む中で、町民サービスの充実と行財政運営の機能を強化するため、近隣自治体との連携の強化等、広域行政を推進する必要があります。
2 地域間交流及び多文化共生の促進を図るため、岡山県高梁市やフィンランド共和国ハウスヤルビ町との交流活動を継続する必要があります。

1. 他の市町村や団体との連携・協力を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 中空知広域市町村圏組合や定住自立圏構想など、近隣市町との広域連携により、行政事務の効率化と住民サービスの向上を推進します	企画財政課
② 地域課題の解決や国・道などへの要望活動を行うため、町村会などの関係団体との連携・協力を推進します	
③ 近隣市町と連携し、公の施設の相互利用を促進します	教育委員会

2. 友好都市の人たちとの交流を推進します

実施項目(5カ年で取組む事業)	担当課
① 友好都市フィンランド共和国ハウスヤルビ町との交流活動を推進し、親交を深めます	企画財政課
② 友好都市岡山県高梁市との交流活動を推進し、親交を深めます	

<まちづくり計画と関連する各分野別の主な計画>

まちづくり計画	各分野別計画
○ 安全・安心に住みつづけるために	
住宅	・ 奈井江町住生活基本計画
都市計画	・ 奈井江町都市計画マスタープラン
公共交通	・ 奈井江町生活交通ネットワーク計画
防災	・ 奈井江町地域防災計画
衛生	・ 奈井江町一般廃棄物処理基本計画
自然環境	・ 奈井江町森林整備計画
○ とともに支えあひ、健やかに暮らすために	
保健・医療 福祉・介護	・ 奈井江すこやかプラン2 1
	・ 奈井江町子ども・子育て支援事業計画
	・ 奈井江町障がい者福祉計画
	・ 奈井江町高齢者福祉計画
○ 心豊かに学びつづけるために	
教育	・ 奈井江町教育目標
	・ 奈井江町教育ビジョン
○ 活力と魅力あふれる産業づくりのために	
農業	・ 奈井江町農業振興地域整備計画
	・ 奈井江町農業経営基盤強化促進基本構想
○ みんなで創る、持続可能なまちづくりのために	
過疎対策	・ 奈井江町過疎地域自立促進市町村計画
行政改革	・ 奈井江町職員数定員適正化計画
公共施設	・ 奈井江町公共施設等総合管理計画

<まちづくり計画と関連するその他の計画>

人口減少対策	・ 奈井江町人口ビジョン
	・ 奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略